

- 1 所在地 松本市中山 1742 番地 8
2 建設年 平成 29 年度 (同年度供用開始)
3 面積 約 370 m²
4 概要 墓標とみなすシンボルツリー (シダレ桜) 周囲の、扇形をした芝生面の埋蔵場所に焼骨を 1 体ごとに、直接土の中に埋蔵します。

埋蔵数 960 体

- 5 使用者の資格 松本市に住所又は本籍を有する方
※生前の申し込みができます。ただし、焼骨を埋蔵場所へ届ける立会人が必要です。

- 6 使用料 1 体 1 区画あたり

区 分	松本市の方	松本市以外の方
樹木式埋蔵場所	110,000円	137,500円

- 7 使用許可に必要な書類等

- (1) 松本市宮霊園使用許可申請書及び樹木式埋蔵場所使用に係る同意書
- (2) 申請者の戸籍謄本 1 通
- (3) 申請者の住民票の写し (抄本) 1 通
- (4) 遺骨をお持ちの方は、その証明書 (埋火葬許可証、改葬許可証等)
- (5) 立会人の住民票の写し (抄本) 1 通
※戸籍及び住民票は、発行から 3 ヶ月以内の正本を提出してください。

- 8 そ の 他

- (1) 埋蔵できる遺骨 焼骨であること
- (2) 埋蔵日・場所 お預かりした焼骨を管理者 (市) が、場所を割り振り埋蔵しますので、埋蔵場所の指定及び埋蔵日に立ち会うことはできません。
- (3) 参拝方法 焼骨を埋蔵する墓所区画内に立ち入ることはできません。墓所前に祭壇を設けてありますので、焼香と献花のみ行うことができます。なお施設前では、宗教的儀式はできません。
- (4) 管理料 管理料は不要です。
- (5) 焼骨の返還 埋蔵した焼骨を返還することはできません。
- (6) その他 使用に際し、使用条件に係る同意書を提出していただきます。

位置図

